

平成31年1月10日

第19回水俣市農業委員会



議長  
(元村善二君)

あけましておめでとうございます。本年も全員が一体となって活動していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、只今より第19回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は13名です。欠席農業委員は、10番坂本委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、12番の田畑委員・13番の友田委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、18番野間委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は19番の山内委員にお願いします。

19番委員  
(山内秋光君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

終わります。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項3点について、順次御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)農地形状変更届について、御説明いたします。議案書は、1ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに、畑で、面積は、2,247㎡のうち、1,798㎡です。

理由は、平成28年7月29日から、平成30年7月28日までの当初計画期間における盛土に不足があったため、さらに1年の期間で、追加の盛土を行うものです。

施設概要は、盛土による形状変更でございます。当初の推定埋め戻し量は、5,985㎡でございますが、計画した形状に合致させるため、表土を被せようとするものです。

場所は、2ページに、記載しております。

次に、3ページをお願いします。報告事項(2)合意解約通知の2件について、御説明いたします。

番号1、貸人が、記載のとおりで、熊本県農業公社を介して、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、地目は、台帳、現況ともに、田、面積が、100㎡となっております。

解約の理由は、県による用地買収の対象となったため、合意解約するものです。

場所は、4ページに、記載しております。

次に、番号2、貸人が、記載のとおり、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が、2,850㎡のうち84㎡となっています。

解約の理由は、鉄塔設置のための道路として一時的に貸出すため、合意解約を行うものでございます。

位置は、5ページにお示ししております。

次に、6ページをお願いします。報告事項(3)農地転用許可後の工事の完了について、今回の会議の締切日までに完了報告書の提出があった、1件について、御説明いたします。

表の左の欄に記載した会議日(平成30年6月8日)に審議した農地法5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日(平成30年12月14日)に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右側1列目の確認日(平成30年12月20日)に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第70号 農地法第3条の許可申請について、議第70号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5番委員  
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、5番 田上哲人委員をお願いします。

5番委員

それでは、3条申請の番号1から3につきましては、譲受人が同一人ですので、続けて説明いたします。

番号1、譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。現況はちょっと荒れてはいました。面積は872㎡です。売買による所有権の移転です。

場所は11ページになります。譲受人の父が現在耕作され

ていて、隣接した土地が申請地になっております。申請地は荒れてはいましたが、十分耕作は可能な状況で、苗木の関係で、まだ決めてはいないけど、樫か柑橘を栽培するとのことでした。

番号2、譲渡人、記載のとおりです。譲受人は先程と同じです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、2筆合計1,605㎡です。これも売買による所有権移転です。

場所は同じ11ページにあります。ここもちょっと荒れていますが、十分耕作は可能な状況でしたので、樫の栽培をするとのことでした。もう1筆には玉葱を栽培したいとのことでした。

番号3、譲渡人、記載のとおりです。譲受人は同じです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、12筆合計16,860㎡です。譲受人は親子で、贈与による所有権の移転です。所有権は移転しますが、家族での農業経営は継続される計画で、譲受人の状況の構成員の1番下に出ている方は譲受人の息子さんで、県外におられてこっちに帰って来られて、果樹や農業を手伝うということで、将来的には農業経営に積極的に取り組みたいとのことでした。

申請地は、10ページから13ページにあります。4筆には柑橘を栽培されておりました。その隣も柑橘、その隣の左側の3筆は樫が耕作されておりました。1番申請の隣、ここにはお茶と梅を栽培されておりました。あとの農地についてもよく手入れされておりました。

下限面積等は満足し、農地法第3条第2項の各号には該当していませんので許可要件は満たしており、何ら問題はないかと思われまます。御審議の程よろしくお願ひします。

3番委員  
(松田時義君)

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員にお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第3条の許可申請の4番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。譲渡人と譲受人の家は大体100m位離れております。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、2筆合計277㎡。現況は野菜などを作った形跡もなく、ちょっと荒地になっておりました。

譲受人の状況、記載のとおりです。主に栗、太秋柿を植えてらっしゃいます。構成員は、記載のとおりです。なお、譲受人夫婦は、昨年8月より認定農業者になっていらっしゃいます。所有権移転、売買となっております。

1月7日に現地調査を行いました。事務局2名、立会人の譲

受人、竹下委員、私の5人で行いました。現地は14ページを開けてください。12月の定例会で出てきたんですけども、譲受人の家のすぐ入り口付近の畑です。ここには野菜を栽培したいとのことでした。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願いします。

以上です。

9番委員  
(苗床勝美君)

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員をお願いします。

9番委員

それでは、農地法第3条の許可申請の5番について説明いたします。本来は坂本委員が説明するところですが、本日は柑橘関係の出張というようなことで、代理で説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。この方は親戚関係というようなことで伺っております。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑でございます。面積が244㎡。

譲受人の状況につきましては、記載のとおりです。所有権移転で売買ということになっております。

申請地は15ページをご覧ください。申請地の周りには譲受人の畑が沢山あって、隣接しております。けれども、畑に行くのに農道がないということで、この申請地の一部を農道に拡張したいというようなことで、耕作しやすくするために、農地を購入して農道を拡張するということが目的のようでございます。下限面積につきましては、申請地の面積と自作地と合わせて40aは超えております。1月7日に坂本委員、野間委員、事務局2人、行政書士で現地調査を行ってきました。周りの農地の利用状況を確認して問題ないと判断してきましたので、御報告申し上げたいと思います。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないために許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

17番委員  
(竹下正治君)

はい、議長

議 長

はい、17番 竹下委員

17番委員

4番の件で、ちょっと余談になるかもしれませんが、譲受人は話をされておりましたが、前回家の裏の方の山を開いて太秋の柿を栽培するために今頑張っておられますけども、地図を見てもらって、譲受人のところから右側の方に行く道がずっとありますが、途中から下の方へ行く道があり、三差路を下の方に行ったら、家があり、その家の反対側に果樹園のマークが付いております。その上の住宅が2軒ありますが、その果樹園が譲受人の今太秋柿を20本位植えておられるところです。もう上の方に園地を拓くので、2軒は最近家が建って移ってこられたんですが、太秋の消毒とかができにくくなったので、譲受人はそこはもう買われる方があったら譲りたいというような話もしておられました。息子さんも一緒にまた情報を集めながら頑張られると思います。一応そういう状況でした。

議 長

他には推進委員の方の意見はありませんか。

(なしの声あり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第70号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第70号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第71号 農地法第5条の許可申請について、議第71号を議題といたします。

なお、1番については、貸人の農業委員は議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、貸人の農業委員の退場をお願いします。

☆貸人の農業委員退場（9時50分）

議 長

それでは、関係委員の説明をお願いします。

9 番委員

はい、議長

議 長

はい、9 番 苗床勝美委員をお願いします。

9 番委員

それでは、引き続きまして、5 条の許可申請について、1 番について説明いたします。

貸人、記載のとおり。借人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、2, 8 5 0 m<sup>2</sup>のうち 8 4 m<sup>2</sup>。

転用理由としましては、記載のとおりです。農用地区域の賃借権というようなことでございます。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

資金計画につきましては、記載のとおりというようになっております。

申請地は 1 8 ページをご覧ください。1 月 7 日に坂本委員と野間委員、事務局 2 人、不動産業者、私で現地調査を行ってきました。隣接には畑が点在していますが、何ら問題ないというふうに判断してきました。

よって、現地調査の結果、農地法第 5 条の転用に係る許可基準により、問題ないと判断してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。今日は担当地区の野間推進委員はお休みですので、補足説明は省きます。

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第 7 1 号 農地法第 5 条の許可申請の 1 番については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第 7 1 号 農地法第 5 条の許可申請の 1 番については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

貸人の農業委員の入場を認めます。

☆貸人の農業委員入場 (9 時 5 5 分)

議 長

それでは、2 番について関係委員の説明をお願いします。



9 番委員

はい、議長

議 長

はい、9 番 苗床勝美委員をお願いします。

9 番委員

続きまして5条の許可申請の2番について説明いたします。譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況荒地、面積、2筆合計1,058㎡です。

転用理由につきましては、記載のとおりでございます。所有権移転でございます。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

資金計画につきましては、記載のとおりでございます。

場所は20ページをご覧ください。1月7日に坂本委員と野間委員、事務局2人、行政書士、立会人の譲受人、私で現地調査を行ってきました。21ページに計画図が載っております。

隣接には水路を挟んで一部水田、あるいは畑がありますが、農地法第5条の許可基準により、何ら問題ないというふうに判断してきました。御審議の程よろしくお願いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。ここも野間委員がお休みですので、補足説明は省きます。

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第71号 農地法第5条の許可申請2番については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第71号 農地法第5条の許可申請2番については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第72号 農用地利用集積計画の申出について、議第72号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

12番委員  
(田畑和雄君)

はい、議長

議 長

はい、12番 田畑和雄委員をお願いします。

12番委員

おはようございます。本年もよろしく申し上げます。議第72号農用地利用集積計画の申出について、利用権新規設定について説明いたします。23ページです。

番号1、貸人、記載のとおりです。借人は熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長 島田邦満さん。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積は、2筆合計7,400㎡です。始期終期は2019年3月1日から2034年2月28日、期間は15年間、利用目的は果樹、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権ということで、これは、この前も出てきたんですが、中間管理が入っているんで、最終的には、市内の専業農家の方が借りられます。

場所は24ページをご覧ください。申請地の周りは全部最終的に借りられる方の果樹園で、一生懸命グループを作って頑張っておられます。

以上ですが、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第72号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第72号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第19回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員